

都立小児総合医療センターに 仲間と学べる 分教室高等部を

日本共産党東京都議会議員団 **白石たみお**
(品川区選出)



○白石委員 次に、病弱児の教育を充実するために、都立病院への高等部の分教室の設置について質問をしたいというふうに思います。

特別支援学校には、一般的に小学部、中学部及び高等部が設置され、一貫した教育が行われております。病気などにより、継続して医療や生活上の管理が必要な子供に対して、学校と離れた病院においても、病院内に教室となる場所などを確保して分教室を設置するなどして、必要な配慮を行いながら教育が行われているということです。

病院に教員を派遣する訪問学級というのもありますが、生徒一人につき週六時間程度の授業しか、訪問学級というのはいけません。一方で、分教室の場合は、教員が常駐をしているため、週二十五時間から三十時間程度、授業ができるというわけしております。

しかし、高等部は、義務教育ではないため、各自治体の判断に委ねられていると。全国的に見ても、圧倒的に病院での高等部の分教室というのは不足をしているというのが現状だと思います。

都内5つの分教室のうち
高等部がないのは都立病院だけ

初めに、基本的なことを伺いたいと思いますが、院には高等部の分教室は何校あるか、それぞれお答

えください。

○齋藤都立病院支援部長 都立病院内に設置されている分教室は、小児総合医療センターに設置されております武蔵台学園府中分教室の1校でございます。高等部は設置されておりません。

○白石委員 今答弁あったとおり、小児がんの拠点病院である都立小児総合医療センター内には、武蔵台学園の府中分教室があります。しかし、小学部と中学部はあるんですけども、高等部は設置されていないということです。

次、伺いたいと思います。都立病院の分教室には何人の子供たちが在籍をしているか、年代別の内訳も併せて伺いたいと思います。

○齋藤都立病院支援部長 令和四年十月の在籍児童数は、小学部二十五人、中学部二十三人、合わせて四十八人でございます。

○白石委員 小中学生合わせて四十八人が、病気を抱えながらも分教室に通っているということです。

例えば小学部の分教室に通っている子供たちは、病室からランドセルを背負って通って、病気を感ぜさせないほど楽しそうに学んでいるというような姿。我が党のアオヤギ都議も質問で取り上げました。

現在、都立特別支援学校の病院内分教室は五つあります。都立墨東特別支援学校の国立がんセンター内にあるか分教室、光明学園の国立成育医療研究センター内にそよ風分教室、北特別支援学校の東

京大学医学部附属病院内のこだま分教室、小平特別支援学校の国立精神・神経医療研究センター病院内の武蔵分教室、そして武蔵台学園の都立小児総合医療センター内の府中分教室、五つあります。それぞれ特別支援学校と国立や都立の病院が連携して分教室を開設しております。

ところが高等部というのは、都立小児総合医療センター以外の全ての病院には、四つ高等部というのだけ高等部が設置されています。都立小児総合医療センターは設置をされています。都立小児総合医療センターに高等部を設置するべきだと強く要望したいと思います。

都立小児総合医療センターにも 高校生年齢の子どもが19人も入院

そこで、高等部の分教室は、小児総合医療センターに必要がないのかについて、一校だけではないですか、何でないのかという疑問、皆さんも多分生じると思うんです。高等部の分教室、小児総合医療センターに必要なのかどうか、やっぱり明らかにしなければならぬというふうに思います。

そこで伺いたい。小児がんなどで長期入院し、令和三年度中に退院した十五歳から十八歳までの子供は何人いるか、明らかにしていただきたいと思いません。

○齋藤都立病院支援部長 令和三年度に小児総合医療センターを退院した患者のうち、連続して三か月以上入院した十五歳から十八歳までの患者は、身体疾患が四人、精神疾患が十五人、合わせて十九人でございます。

○白石委員 退院した人数で聞いたのは、小児総合医療センターでは、年齢別で現在入院している子供たちが整理されていないということだったので、昨年度中に退院した人数だっただけということになりまして、だからそういうふうに向ったということですか。

これ要望しておきたいと思いますが、今後、分教室に通う十五歳から十八歳の子供たちが、どのぐらいの人数がいて、入院期間はどのくらいなのか、こういうふうな統計を取るよう改善していただきたいというふうに思います。これから資料要求でも求めていきたいと思しますので、よろしくお願いしたいと思います。

先ほどの答弁でも明らかのように、昨年度中に高等部が対象となる長期入院患者は少なくとも十九人いたという答弁です。それでは、もう一個聞きたい。再入院した十五歳から十八歳の子供は何人いるでしょうか。

○齋藤都立病院支援部長 連続して三か月以上入院した患者のうち、退院後再入院した患者は、身体疾患で三名、精神疾患で三名、合わせて六名でございます。

ます。

○白石委員 再入院も六人いたという答弁になります。

対象となる子供たちが、小児総合医療センターには多くいるということが、今それぞれの答弁で明らかになりました。関係者の方々も、教育を求めている高等部対象の年齢の子供たちは、小児総合にたくさんいると訴えております。

慶太君が明るく前向きに過ごしたのは 仲間がいて、一緒に学びがあったから

中央区にある国立がんセンターにある分教室、いるか教室で高校教員として働いていた佐藤比呂二先生、この分教室で見えた高校生たちの体験談を子ども理解と特別支援教育という本でまとめております。今日、私、持ってきましたけれども、ぜひとも後で皆さんも読んでいただきたいと思うんです。

そこには、病気になった子供たちにとって、学びが治療に向き合う重要な役割を果たしていることがリアルに書かれております。ぜひ局長も含めて、これから紹介しますので、聞いていただきたいというふうに思います。

この佐藤比呂二先生、病弱教育一年目、初めて担任した高校生の慶太君、仮名です、この慶太君との出会いです。慶太君は小児がんを抱える高校生です。



厚生委員会で質疑する白石たみお都議（2022.11.8）

再発もあり両足を切断している。肺に転移があり予後が厳しいという大変厳しい病状が慶太君です。しかし、慶太君は、病氣と闘う仲間みんなにとつて教室は笑顔があふれる楽しい場であればならないと、いつもそう考えている高校生だったそうです。出会って半年がたとうという頃、病状は深刻さを増し、視力を失い始めました。社会見学の日、慶太君は、行っても見えないから行かなくていいや、残る

という、そういう慶太君と比呂二先生、二人で教室で過ごしていたとき、慶太君が次のことをいいました。比呂二先生、俺、昨日で余命一年を超えたんだぜ、すぐくないと慶太君がいました。それから一か月足らずで、慶太君は寝たきりになり、ご家族も病室に寝泊まりして残された時間を共に過ごす毎日となりました。そんなとき、授業の合間を縫って比呂二先生が病室に行きます。慶太君が寝たままの状態で酸素マスク越しに言葉を発しました。どういう言葉を発したか。くぐもって聞き取りにくかったと比呂二先生、書いてありますが、はっきりとその後聞こえました。皆さん、さようならと、比呂二先生に慶太君はいいました。しかし、比呂二先生は心が受け止められず、えつと聞き返しました。すると、慶太君はもう一度繰り返しました。皆さん、さようなら。その三日後に慶太君は亡くなりました。慶太君の最後の言葉は、皆さん、さようならとなりました。慶太君は、自分の命が燃え尽きるのを覚悟し、いるか教室のみんなへのきちんとした別れの挨拶を託したかったのだと比呂二先生は著書で振り返っております。後日、慶太君の母親からは、余命は一年じゃなかったんです、一年前に医師からは、君のこの状態で三か月生きた子はいないよと告げられていたということが明らかになりました。それでも慶太君は、じゃあ、先生、俺は一年頑張る、だから、俺のデータ全部取ってくれよ、そして、これからの子

に役立ててくれよと。一年を超えたというのは、自分で決めた余命の一年を超えたということです。

私はこれ読んで、慶太君が余命幾ばくもないと知りながら、明るく前向きに過ごしたのは、そこに仲間がいて、一緒に学びがあったからだと思います。それが彼の人生を豊かにしたのだと思います。たとえ短い人生であったとしても、彼は立派に生き抜いたんだと、読んで思いました。その環境をつくっているのが分教室、高等部です。いるか教室です。

**こども基本条例は
すべての子どもに学ぶ権利を保障**

そこで伺いたいと思います。こども基本条例に、子供の学ぶ権利とはどのように位置づけられているかお伺いしたいと思います。

○山本企画部長 東京都こども基本条例は、子供の権利の主体として尊重することを理念として掲げ、都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めただのでございます。

条例第八条では、都は、子供の学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子供の可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子供に寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとするとして規定しております。

○白石委員 ご答弁ありがとうございます。

子供の権利を定めたことも基本条例では、学ぶ権利が位置づけられています。答弁とおりです。第八条です。病弱であっても、全ての子供に学ぶ権利があることを東京都は条例で位置づけたんです。これは議員提案で、全会派が一致してつくられました。

この学ぶ権利、これも基本条例に照らしても、やはり小児総合医療センターに私は高等部分教室、つくられていないんですから、つくるべきだと。それは教育庁が中心になるかもしれない。でも、病院サイドからだつていべきだと。福祉保健局からいえばいいと、改めて訴えたいと思います。

**高等部を設置するよう
福祉保健局から積極的に働きかけを**

最後に、改めて伺いたいと思います。都立病院における分教室があることの重要性、どう認識しているか、お答えいただきたいと思います。

○齋藤都立病院支援部長 治療のために入院せざるを得ない児童が、病気に向き合う気持ちを育てながら学ぶ意欲に応え、学習の遅れを防ぐとともに、退院後の学びに円滑につなげられるよう、小児総合医療センターでは、都立武蔵台学園が運営する小学部及び中学部の分教室を設置する教育庁に病院内のスペースを貸与いたしました。入院中の子供の学習環

境に配慮してございます。

○白石委員 今答弁で、病気に向き合う気持ちを育てながら学ぶ意欲に応えるという答弁でした。いるか教室の別の高校生は次のように話しています。いるか教室がなかったら、もし共に過ごす仲間がいなかったら、もしカーテンを閉め切ったベッドの上でひたすら天井を見詰める入院生活だったら、

つらい治療を乗り越える体力も意思も、全くなくなつてしまったのではないかと当事者が話します。比呂二先生は、院内学級は誰一人望んで来る子はいない場である。だからこそ、病気によって失われた生活を補うという発想ではなく、病気によって始まった新しい生活をできるだけ輝かせることに力を注ぎたいと。院内学級は、仲間と出会い、つながる大切な場でもあります。治療に向かうエネルギーを生み出す場でもあると、このように比呂二先生、つづつております。

医療という観点からも、分教室や院内学級が果たす役割というのは、今、私この間紹介してきたとおり、重要性があるんだと私たちに教えてくれているんじゃないかと改めて思います。

その立場で、教育庁と都立小児総合医療センターに高等部の分教室を設置するよう、福祉保健局からも積極的に働きかけを行っていただきたい、これを改めて強く要望いたしました。質問を終わります。

ご意見・ご要望をお寄せください

2023年7月

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都議会内

TEL : 03(5320)7270 / FAX : 03(5388)1790

HP : <http://www.jcptogidan.gr.jp/>